

意見書

平成 21 年 7 月 31 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まきよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まきよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まきよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【総論】

我が国の電気通信市場においては、旧日本電信電話公社(以下、「電電公社」という。)時代の独占市場に対して、同社の民営化や電気通信事業分野における競争原理の導入がなされ、その後の各種競争促進政策の推進により、固定通信や移動体通信等の市場にて、ADSL の普及による全国的なブロードバンドサービスの進展や革新的なモバイル通信サービスの発展等、サービスの多様化・料金の低廉化とそれに続く消費者利便の向上について、一定の成果が見られるところです。

しかしながら、NTTグループ各社と競争事業者との間には、光アクセス回線における8分岐問題や移動体通信市場における事業者間の周波数格差問題等、依然として解決すべき競争上の課題が存在していることも事実であり、結果として我が国の国民は公正競争による真の恩恵を享受出来ていない状況にあるものと考えます。特に、近年のIP化・ブロードバンド化の進展により、通信インフラの中心が銅線から光ファイバに移行するに伴って、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、合わせて「NTT 東西」という。))がアクセス網を始めとするボトルネック設備を保有していることに基づき、そのドミナンス性をさらに強め、独占回帰の様相を呈していることは厳然とした事実です。

現に、FTTH 市場においては、その機能開放に係る公正競争上の問題から、シェアの独占傾向は年々高まりを示しています。具体的には、2003年3月時点において、NTT 東西殿のシェアは47.3%であったのに対し、2009年3月時点においては、74.1%^{※1}まで上昇しています。加えて、NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)においても、線路設置基盤の独占性に起因するボトルネック性を有するアクセス回線と一体的に構築されることで、今後より一層、その傾向に拍車がかかることが想定されます。さらに、近年、NTT 東西殿は、NTT-NGNを始めとして、地域電気通信業務の枠を越えた活用業務によるサービス展開、サービス拡大を実施し、業務範囲規制が有効に機能していない状況にあります。

これらの傾向が今後も継続していけば、早晩、ブロードバンド市場を始めとする電気通信市場の健全な競争は完全に機能不全に陥ることは間違いなく、レガシー網で一定範囲達成できたサービスの多様化・料金の低廉化の実現に決定的な悪影響を及ぼす懸念が非常に大きいと考えます。

※1 電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表(2008年度第4四半期(3月末))
(2009年6月25日公表)

また、アクセス網のボトルネック性等に起因するこうした問題に加え、日本電信電話株式会社（以下、「NTT 持株」という。）殿を中心とした NTT グループの一体経営や NTT グループによる排他的サービスの提供等による、グループドミナンスの高まりという点にも着目が必要です。NTT 持株殿を中心に、近年、通信レイヤ内、あるいはレイヤ間のグループ会社連携があらゆる側面で顕在化し、NTT グループのグループ一体経営があたかも当然の如く横行することで、過去の NTT 再編の趣旨が完全に形骸化している状況です。

そもそも、IP 化時代の通信分野での公正競争ルールの確保の在り方については、「通信・放送の在り方に関する懇談会報告書(2006年6月6日)」とその後の2006年骨太方針の閣議決定を経て策定された「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」(2006年9月1日)に基づき公正競争ルールの整備等のためのロードマップである「新競争促進プログラム 2010」(2006年9月19日)が策定され、ブロードバンド時代の健全な競争環境の実現に向け、各種取り組みがなされているところです。

そうした中、同プログラムにおける指定電気通信設備制度の見直しの一環として、PSTN から IP 網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展において、指定電気通信設備の範囲や NTT グループに係る累次の公正競争要件の有効性・適正性を検証することを目的に、競争セーフガード制度(以下、「本制度」という。)が2007年度から運用されています。

本制度については、過去二年間の運用の中で、前述のボトルネック性に起因する市場支配力の観点やグループドミナンスの観点において、競争事業者から様々な指摘がなされており、公正競争上の問題抽出という側面においては一定の貢献を果たしてきました。しかしながら、過年度における本制度の取組みを俯瞰すれば、競争阻害事例に対する挙証責任を事業者に負わせるといった運用上の限界や、NTT 東西殿に対するその違反事案の防止に向けた周知・徹底と報告にとどまる形式的な行政指導といった結果から見ても、公正競争環境の実態に変化を及ぼすほどの十分な効果をあげてこなかったことも事実です。さらに、より本質的には、新たな規制の導入を必ずしも意図していないという本制度の趣旨により、既存の法制度の枠組みでの検証等に終始している点も、その効果が十分な実効性を持つに至らなかった最大のポイントであったと考えられます。

以上の点を踏まえれば、今年度の本制度に関する運用においては、検証プロセスの明確化、より厳格な指導の実施等、運用面の改善を行うべきであることはもちろんのこと、既存の制度の枠組みを前提に、その遵守状況を検証するだけでなく、現行規制そのものの妥当性や実効性の検証に踏み込むことが不可欠であり、新たなルール整備を伴う効果的な指導がなされることが必要です。

時あたかも2010年における「NTT組織の見直し議論」が目前に予定されていることから本議論を契機として、新たなNTT規制の在り方を本格的に検討することが求められています。IP化時代の公正競争環境の実現を図るためにも、早急に NTT グループの組織の在り方を見直すべきであり、具体的には(1)アクセス分離、(2)資本分離、(3)ブランド分離、(4)人事の分離という「4つの分離」が必要であるとの弊社共認識のもと、以下に各項目について詳述します。

(1)アクセス分離

NTT東西殿は、電電公社時代より構築した電柱や管路・とう道を基盤として、ユーザ宅へのメタル・光アクセス回線を独占的に構築しており、そのアクセス回線のボトルネック性は揺ぎ無いものとなっています。事実、2009年3月末日時点において、設備ベースシェアでは、メタル回線が92.2%、光回線が78.8%^{※2}を占めています。

メタル回線については、接続事業者からの再三の設備開放要求に対し、一定程度の開放政策が実現されたため、ドライカッパ電話やDSLサービスにおいてサービスベースの競争が相応に進展している状況ではありますが、回線切替工事等においてNTT東西殿の設備利用部門と接続事業者との間で完全な同等性が確保されていない等の課題が依然として存在しています。

また、光アクセス回線についてはさらに状況は悪く、8分岐問題や配線区画問題等の存在により実質的な設備開放が実現されていないため、競争事業者が市場退出を余儀なくされる一方で、NTT東西殿は2009年3月末日時点において、FTTHサービスのシェアを74.1%^{※3}とほぼ独占している状況にあります。

すなわち、アクセス網の公平な開放がなされていないことにより、結果として国民は、サービスの多様化や料金低廉化等の競争の恩恵を十分に享受出来ていない状況にあり、このままでは、競争原理の導入による消費者利便の最大化が体现されないことは言うまでもありません。

FTTHサービス市場における高いシェアを見れば明らかなように、通信市場がIP化・ブロードバンド化という転換期を迎える中で、NTT東西殿が独占回帰の様相を呈しているのは疑いようのない事実であり、国民に再び独占の弊害をもたらさないためにも、NTT東西殿のアクセス回線の分離を徹底して行い、公正な競争環境を実現すべきです。

なお、アクセス分離の問題に関しては後述する諸外国の事例にもあるように、世界的に共通する電気通信市場における公正競争上の重要な課題となっています。

(2)資本分離

NTTグループは、持株会社を中心としたグループ一体経営を標榜し、ボトルネック性を有する設備保有の優位性や市場支配力を市場全般に波及させるグループ連携戦略を採っています。そもそも、この持株会社による体制は、1999年のNTT再編合意にこぎつけるための妥協の産物として持ち込まれたものであり、現時点で評価した場合、公正競争環境確保や市場の発展等の観点で、弊害こそあれ、何ら効用をもたらしていないことは明らかです。

具体的には、1997年5月の国会答弁^{※4}において、日本電信電話株式会社(以下、「旧NTT」

※2 「平成20年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況」(総務省:2009年6月25日)

※3 「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表(2008年度第4四半期(3月末))」(総務省:2009年6月25日)

※4 第140回国会衆議院通信委員会議録第9号より

という。)殿の宮津純一郎社長(当時)は、持株会社による経営形態のもとに再編成を行うことによって、「ユニバーサルサービスの確保」、「国際競争力の発揮」、「研究開発力の維持」、「株主の権利保護」の4つの懸念事項が解消されるとしていましたが、各項目については、以下のとおり評価することが可能と考えます。

① ユニバーサルサービスの確保

- 競争原理の導入によるユニバーサルサービスの存続懸念が挙げられたところですが、全国均一サービスという観点では、そもそも NTT 東西殿間のヤードスティック競争を促進するという再編の目的にそぐわないものであることは言うに及ばず、固定電話のユニバーサルサービス化については 2006 年度より NTT グループ以外の競争事業者も支援する形でのユニバーサルサービス基金制度が稼動する等、ユニバーサルサービス確保のための制度整備がなされており、持株会社体制によるユニバーサルサービス確保の意義は現在では見出せない状況です。
- 従って、ユニバーサルサービス確保の観点で NTT グループが持株会社による経営形態として存続しなければならない理由は成立し得ません。

② 国際競争力の発揮

- 旧 NTT 殿は、我が国の通信分野における国際競争力を確保するためには、資本力を基盤とした NTT グループ体制堅持が必要と主張していました。しかしながら、実態は、後述する研究開発の在り方に代表される国内の独自技術や仕様への偏重傾向により、日本の ICT 分野における国際競争力は低下の一途を辿っており、また、NTT グループの海外進出自体についても、現地における競争よりも、日本国内の競争を優位に展開することを主眼とした戦略が採用されている等の課題も見受けられている状況です。
- ICT 分野の国際競争力を本質的に強化するためには、これまで総務省殿の研究会等において議論されているとおり、官民あがての多角的な取り組みが必要とされているところです。すなわち、単に NTT という単一の企業体がグループ体制を維持することで、日本の国際競争力の向上に直結するものではないことは明らかであり、寧ろ、その結果として日本の通信分野の国際競争力が相対的に低下してきているという実情を直視すべきです。

③ 研究開発力の維持

- 我が国の通信に関する研究開発力の強化は、NTT グループがその役割を担うことが適当であると認識されていました。しかしながら、その独自技術や仕様への拘りは、国内メーカーの NTT グループへの依存度を高めるとともに、日本の通信市場を孤立化させるという結果をもたらしました。また、同時に日本国内において海外の革新的技術等の導入が困難となる状況を産み出し、国際市場における日本のプレゼンスを低下させるという弊害も発生しています。

- 我が国として技術力強化を掲げるのであれば、特定企業の研究開発部門に依存することなく、研究開発のみを目的とする独立した機関を共同出資等により創設することが望ましい姿であると考えます。以上のことから、研究開発力の維持・向上のために持株会社形態が必要であるという理由も成立し得ません。

④ 株主権利の保護

- 当初の NTT 東西殿及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTT コミュニケーションズ」という。)殿への3分割案のままでは、分割された各社の株式が低い評価を受ける等の懸念があり、株主権利の保護(株式価値の毀損の回避)の観点からも持株体制の組織形態が必要という主張が再編時の議論において認められました。しかしながら、コングロマリット・ディスカウント^{※5}の考えに依れば、通常、持株会社の市場価値は、事業会社の市場価値の合計よりも小さくなると考えられているところであり、実際に現在の市場における株式時価^{※6}を基に算定した NTT 持株殿におけるコングロマリット・ディスカウント率は、その一般的水準よりさらに大きな比率となっている(一般的な持株会社よりも、NTT 持株殿はさらに低く評価がなされている)という推計もなされています。
- この推計結果は、持株会社形態の導入とその存続が必ずしも株主権利に寄与しているとは言えないことを裏付けるものであり、寧ろ、持株会社という形態を採ることで、株主はその価値を損ねられている状況にあると言えます。従って、株主権利を重視するのであれば、直ちに持株会社形態を廃止し、個々の事業会社の株式価値を高めることを目指すべきと考えます。

以上のとおり、1999 年の NTT 再編に係る当時の議論において、持株会社制度を導入することの効用とされた各種事項については、持株会社体制の維持により実現されたとは到底言えず、寧ろ、NTT 再編の趣旨であるヤードスティック競争の実現や各企業の独立性・自主性を尊重した経営による競争環境の実現については、持株会社形態の導入によるグループ体経営の存在により大きく損なわれ、その結果として我が国の電気通信市場における消費者利便の最大化も実現されていない状況にあります。

すなわち、NTT グループが持株体制を活用して、独占的なアクセス網に起因するボトルネック性やドミナンス性を有する事業者を含む企業の集合体としての競争力を増大させている現

^{※5} コングロマリット・ディスカウントとは、企業集団全体の市場価値がその各部分の価値の合計よりも小さいことを意味し、Berger, Philip G.及び Ofek, Eli は、平均的コングロマリット・ディスカウント率を 12 ないし 15%と推計している。

(参考)Berger, Philip G. / Ofek, Eli, "Diversification's effect on firm value," Journal of Financial Economics, vol.37, no.1.

^{※6} 2009 年 3 月 31 日現在における NTT 持株殿株式時価総額は約 5.8 兆円。NTT 持株殿保有の株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ殿株式及び株式会社エヌ・ティ・ティ・データ殿株式の時価総額並びに NTT 東西殿及び NTT コミュニケーションズ殿の純資産額の合計は約 8.2 兆円。以上より、コングロマリット・ディスカウント率はおよそ 29%と推計される。

状は、NTT 再編前の NTT 一社体制の時代と実質的には何ら変化しないものであり、現行組織形態が構造的な問題を孕んでいることは明白な事実であると言えます。

従って、公正な競争環境の確保及び利用者の利便性を最大化するためにも、NTT グループの資本分離を進め、持株会社体制を廃止することが必要と考えます。

(3)ブランドの分離

「NTT」というブランドは、国営であった電電公社時代に培ったブランドイメージを今なお有しており、ボトルネック性やドミナンス性を有する事業者を含む企業体が当該ブランドを共有することにより、グループ総体として、ブランド力に基づく顧客獲得等における営業上の優位性等を享受しているものと考えられます。

こうしたボトルネック性やドミナンス性と結びついたブランド力をNTTグループで共通使用することにより、競争力が相乗的に強化され、市場全体における公正競争環境は著しく歪められているものと考えます。

ブランド効果の競争上の影響については、諸外国においても旧NTT殿と同様の既存事業者の再編問題等に絡めて、必ず議論になる重要な論点であり、例えば、米国では1984年のAT&T分割時に、公正競争環境を確実に整備するために、AT&Tとは完全に資本関係を断つた別ブランドのベル系地域会社を誕生させることと整理されています。また、英国においても、BTの設備利用部門と設備管理部門を明確に分離した上で、ボトルネック設備を保有する設備管理部門については、「Openreach」としてブランド分離の措置が講じられているところで

す。

以上のことから、日本においても、公正競争環境確保のために、NTT グループによる NTT ブランドの使用を全面的に禁止する、若しくは全てのグループ会社に対して個別のブランド使用を義務付ける等により、実質的なブランド分離の措置を講じる必要があるものと考えます。

(4)人事の分離

NTTグループ内の人事交流については、電気通信事業法(以下、「事業法」という。)や日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT法」という。)等において、特定の事業者間の役員兼任の禁止や在籍出向の禁止等、一定の法規制が課せられています。

しかしながら、実態としては、NTT持株殿を中心にNTT東西殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下、「NTTドコモ」という。)殿、NTTコミュニケーションズ殿等のグループ会社間での役員の異動や、規制の及ばない子会社との役員兼務等が定常的に実施されている状況であり、結果としてNTTグループの連携をより強固なものとしています。

移動体部門の分離やNTT再編時の趣旨であるところの“独占企業体の分割による公正競争環境の整備”や“グループ会社間での競争促進”といった目的は、このようなグループ内の人的交流により、形骸化していると言わざるを得ません。

また、独占的なアクセス網に起因するボトルネック性やドミナンス性を有する事業者を含む企業体が人事的に連携し、あたかも一企業であるかのような一体経営を行うことは、公正競争環境を著しく歪めることとなり、部分的な人事的制限や、守秘義務契約の遵守等によるファ

イアーウォールの確保で解消できるものではありません。

従って、真の公正競争環境を確保するためにも、各種子会社等を含めたグループ各社間の人的交流を厳格に禁止すべきであり、その前提として前述した資本の分離が不可欠であると考えます。

以上に挙げた「4つの分離」の実現については、本制度においてこれまで競争事業者から指摘されている各種の競争阻害事例とも密接に関わるものであり、NTT 組織の見直し議論にあたっては、これらの問題を中心に、検討が進められるべきと考えます。

なお、固定系アクセス回線のボトルネック性の問題は、各国規制機関や競争事業者にとって共通の課題であり、近年、アクセス分離を中心として、諸外国においても議論が活発化しています。本件については、競争の進展やブロードバンドの普及促進政策等も相俟って、一部の国においては、新たな動き等が見られるところであり、今後の日本における NTT 組織の見直し議論の一助として、以下に一部事例を紹介します。

(1) 欧州の事例

① 欧州委員会

欧州委員会は、2007年11月13日、通信規制の包括的改革案により、各国の規制機関に対し、市場の公正競争を整備するための新たな政策ツールとして「機能分離」を提案しています。

本改革案の中では、「機能分離」について、卸売部門の事業活動を独立した事業部門として区別する義務を課し、当該部門はアクセス網及びサービスを親会社における他の事業部門を含めた全ての企業に対して、同一のタイムスケールで、価格やサービスレベルを含めて同一の条件で、同一のシステム・プロセスを用いて提供されなければならないことが示されています。

本改革案については、2008年11月27日に欧州連合理事会の会合にて概ね可決されたことにより、今後の各国制度への組み込みの進展とともに、2010年以降、有効になることが目されています。

② 英国

英国では、2005年9月にBTの公約に基づく機能分離により、BTのアクセス部門として、Openreachが発足しています。本分離によって、BTの小売、卸(コアネットワーク)、卸(アクセスネットワーク)の切り分けが行われ、卸売りのアクセスサービスには、手続き等を含むサービス提供レベルの同等性(インプットの同等性)確保が必要とされています。

また、Openreach設立により、職員の兼務禁止、拠点、会計、ブランドの分離等、各種ファイアーウォールの徹底がなされるとともに、公約の遵守を監視するEAB(Equality of Access Board)が設立(2005年11月)されています。

なお、英国の機能分離については、Openreach発足後、競争事業者からは各種課題等が

指摘され、機能分離の限界面が確認されつつも、部分的には成功例として捉えられ、前述の欧州委員会における改革案の一支援材料とされているところです。

(2)オセアニアの事例

①オーストラリア

オーストラリアでは、2006年6月、固定通信分野における支配的事業者であるテルストラの運営分離(Operational Separation)が実施されています。

本分離は、小売・卸売・キーネットワークサービス(アクセス網を扱うためのインタフェースとなるオペレーションシステム)という3つのビジネスユニット毎に組織・経営を分離している点、料金を含む同等性の確保が定められている点等を特徴としていますが、分離実施以降、競争事業者からは、単に社内に卸売部門を作ったに過ぎず、英国の事例にあるようなインプットの同等性が実現されていない等、多くの不満が出されるに至っています。また、これに関連し、政府が委託した RTIRC (Regional Telecommunications Independent Review Committee)による報告書(2008年9月)においても、運営分離の実効性に疑問が呈され、構造分離の検討が勧告されているところです。

加えて、昨今、上記とは異なる動きとして、政府によるブロードバンドの全国普及促進施策に伴う分離議論の高まりが挙げられます。具体的には、2007年11月に政権交代を実現した労働党のラッド政権が、政策の目玉として掲げたブロードバンドの全国普及促進において、国家ブロードバンド網(NBN)建設に向けた官民共同プロジェクトへの投資と、必要な法制度の整備を約束しています。NBNは、その特徴として、オープンアクセスの確保を掲げており、このことが構造分離の是非に関する議論を招くこととなり、現在、構造分離の実施有無を含め、NBNの構築方法や運用形態等に関する活発な議論が行われている最中です。

②ニュージーランド

ニュージーランドでは、2008年3月、固定通信分野における支配的事業者であるテレコムニュージーランドに関する運営分離(機能分離)の計画が発効しています。当該分離では、アクセス網、卸売、小売の3ビジネスユニットに分離し、英国における機能分離と同様に、アクセス網、卸売の両ビジネスユニットのサービス提供において、同等性確保の義務が課されています。加えて、独立した組織であるIOG(Independent Oversight Group)が設立され、当該分離の実効性を担保するための、遵守状況の監督を行っているといった特徴があげられます。

これまで述べてきたとおり、本制度を含む各種競争政策にも関わらず、NTT東西殿が保有するアクセス網を始めとするボトルネック設備の反競争的な開放条件やNTT持株殿を中心とした一体的経営の進展は、電気通信市場の競争を後戻りがきかない地点まで後退させつつあると言えます。IP化・ブロードバンド化が進展する中、公正競争環境の整備を今まさに行うことを躊躇し、NTTグループの独占回帰による反競争的状态を放置したとすれば、電気通信市場にとって手遅れとなる事態を招きかねません。

子会社等を通じた脱法的行為やその他グループ連携等、本制度において寄せられている各種競争阻害事例の早期解消を行う観点からも、今年度の本制度の検証を、競争政策上の論点整理や新たな競争ルールの確立を行うための重要な政策と位置付けるとともに、それら課題の抜本的な解決を図るべく、NTT組織の見直し議論を早急に開始する必要があると考えます。

百年に一度と言われている現在の経済不況も踏まえ、電気通信市場、延いては日本経済の発展と消費者利便の確保・向上のため、今まさに待ったなしの状況であることを再認識し、今後の関係者による真摯な取り組みにつなげていくことが肝要であると考えます。

以上を踏まえた上で、次頁より、本制度の検証項目に関する弊社共意見を述べさせていただきます。

【各論】

検証項目			意見	
1 指 定電 気通 信設 備制 度に 関す る検 証	(1) 第一種 指定電気通 信設備に関 する検証	ア 指 定要 件に 関す る検 証		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種指定電気通信設備の指定要件については、一昨年度の本制度の検証において以下の考え方が示され、昨年度の検証においても特段の事情の変化が認められないことから、その考え方を踏襲するとされているところ。 <ul style="list-style-type: none"> － ポジティブリスト方式はボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るリスクがあり、ネガティブリスト方式の採用が NTT 東西殿による迅速なサービス提供に対し重大な支障となっているという事実や、NTT 東西殿を競争上不利な状況に置く又はお客様利便を損ねている等の状況も認められないことから、ネガティブリスト方式の採用は第一種指定電気通信設備制度の趣旨に照らして妥当。 － メタル回線と光ファイバ回線は、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態として NTT 東西殿はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していることから端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことには合理性がある。 ・ 今年度においても、上記の考え方に変更を加えるべき状況の変化は認められないことから、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うといった現行の考え方が継続されるべきと考えます。 ・ また、ボトルネック性の有無を判断する基準として用いられている加入者回線シェアの計算方法についても、従来の考え方を変更する事情がないことから、メタル・光ファイバを区別せず、固定通信事業において加入者回線総数の 50%を超える加入者回線を有する者に対し、当該設備並びに当該設備と一体として設置される設備をボトルネック設備に指定するとしている現行の方式を引き続き採用すべきと考えます。

検証項目			意見	
	イ 指定の対象に関する検証			<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在指定を受けている第一種指定電気通信設備に関しては、NTT 東西殿がそのボトルネック性が失われたことを挙証しない限り、それと一体として設置される電気通信設備も含め指定が継続されることが必要不可欠です。 ・ 特に、地域IP網、光アクセス回線については、依然として他事業者にとって実質的に代替性の無いボトルネック設備であるという状況に何ら変わりはないため、引き続き第一種指定電気通信設備としての指定を継続すべきと考えます。 ・ また、NTT-NGN、光 IP 電話用ルータについては、昨年度より新たに指定対象とされたばかりであり、従来の考え方を変更する事情もないことから、第一種指定電気通信設備としての指定を継続すべきと考えます。
	ウ アンバンドル機能の対象に関する検証			<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT-NGNの帯域制御機能や認証・課金機能等のアンバンドルについては、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について(2008年3月27日、情報通信審議会答申)」において、どのように利用するかが明確でないため、アンバンドルの要否の判断は時期尚早とされました。しかしながら、アンバンドルの在り方については、「接続の基本的ルールの在り方について(1996年12月19日、電気通信審議会答申)」にて示されたとおり、「技術的に可能な場合にはアンバンドルして提供しなければならない」とされ、「技術的に実現不可能であることを一定期間内に示せない場合には、技術的に可能とみなすことが適当」とされています。また、本来、NTT東西殿の設備利用部門と接続事業者相互間での同等性を確保するためには、接続事業者が希望した時点で接続が開始可能な状況にしておくことが重要であることも踏まえれば、NTT-NGNに係る機能については、接続事業者による多様なサービスの迅速な提供が可能となるよう、現時点において、技術的に可能な単位、かつ適正なコストにてアンバンドルを行っておくことが必要と考えます。 ・ また、『「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(案)への意見及びそれに対する考え方(2008年3月27日)考え方28』においては、「NTT東西においては、他事業者がNGNを活用したサービス提供を行うために必要な情報は、他事業者の要望を踏まえ、できる限り開示するように努めることが適当である」とされたところですが、これらに係るNTT東西殿の情報開示は依然として行われていない状況であ

検証項目			意見		
					<p>り、NTT東西殿においては、早急に帯域制御機能や認証・課金機能等の詳細について情報開示を行うべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加えて、接続事業者の多様なサービスの迅速な提供や技術革新の実現を可能とするために、NTT-NGN以外のその他の網における既存機能についても、可能な限りアンバンドルを推進すべきです。(例:ドライカットパ接続料のサブアンバンドル等)
	(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証	イ 指定の対象に関する検証			<ul style="list-style-type: none"> 本制度の運用に関するガイドラインにおいては、第二種指定電気通信設備制度の指定の対象に関する検証に際して、原則として、「注視すべき機能」の検証は行わないとされています。本件については、情報通信審議会の電気通信事業政策部会・接続政策委員会の議論において、アンバンドルが必要と考えられる機能を「注視すべき機能」として位置付ける方向で検討が進められていることも踏まえ、第一種指定電気通信設備制度と同様の運用を行うことも検討すべきと考えます。
	(3) 禁止行為に関する検証	3-1) イ 禁止行為の運用状況に関する検証	接続に関して知りえた情報の目的外利用	116におけるフレッツ勧誘	<ul style="list-style-type: none"> 弊社共調べによると、NTT東西殿の116窓口において、利用者が加入電話の移転・転居の手続きを行う際に、接続業務で取得している顧客情報をもとにし、利用ADSL事業者の案内及びフレッツ光サービスへの勧誘を行うといった不適切な営業が依然継続されています。^{※7} <p>※7 116における回線移設手続き時の利用ADSL事業者案内、フレッツ勧誘有無についての調査結果 (弊社共調べ)</p> <p>①利用ADSL事業者の案内</p>

検証項目			意見																								
		に係る禁止行為に関する検証			<p>(対象:全アンケート回答者対象)</p> <p>Q:NTT116番にて電話回線移設のお手続きをして頂いた際に、ADSL事業者まで連絡するよという案内が、NTTからありましたか？</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">利用ADSL事業者への連絡案内</th> </tr> <tr> <th>あり</th> <th>なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2008年度</td> <td>58% (419件)</td> <td>42% (301件)</td> </tr> <tr> <td>2009年度</td> <td>62% (256件)</td> <td>38% (159件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>②具体的な利用ADSL事業者(Yahoo!BB)利用の案内</p> <p>(対象:①で「利用ADSL事業者への連絡案内があった」と回答した方)</p> <p>Q:その際に、「Yahoo! BB」という名前の案内がNTT116番担当者の方からありましたか？</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">具体的な利用ADSL事業者(Yahoo!BB)利用の案内</th> </tr> <tr> <th>あり</th> <th>なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2008年度</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2009年度</td> <td>49% (125件)</td> <td>51% (131件)</td> </tr> </tbody> </table>		利用ADSL事業者への連絡案内		あり	なし	2008年度	58% (419件)	42% (301件)	2009年度	62% (256件)	38% (159件)		具体的な利用ADSL事業者(Yahoo!BB)利用の案内		あり	なし	2008年度	-	-	2009年度	49% (125件)	51% (131件)
							利用ADSL事業者への連絡案内																				
あり	なし																										
2008年度	58% (419件)	42% (301件)																									
2009年度	62% (256件)	38% (159件)																									
	具体的な利用ADSL事業者(Yahoo!BB)利用の案内																										
	あり	なし																									
2008年度	-	-																									
2009年度	49% (125件)	51% (131件)																									

検証項目				意見													
				<p>③フレッツ勧誘有無</p> <p>(対象:全アンケート回答者対象)</p> <p>Q:NTTが提供されているインターネットサービス(フレッツ)についての勧誘はありましたか?</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">フレッツ勧誘</th> </tr> <tr> <th>あり</th> <th>なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2008年度</td> <td>41% (294件)</td> <td>59% (426件)</td> </tr> <tr> <td>2009年度</td> <td>51% (211件)</td> <td>49% (204件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※調査期間:2009年6月中旬～2009年7月上旬調査方法:Yahoo!BBサポートセンターへ引越しのご連絡を頂いた際にヒアリングを実施 総数:448件(有効回答:415件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件については、以下の2点から、公正競争上、問題があると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> 116番への加入電話又はINS64の移転申込みに対し、活用業務を含むフレッツ光サービスの営業活動が行われることは、活用業務の実施に当たり、NTT東西殿が電気通信事業の公正な競争を確保するために講じたこととした具体的措置の「営業面のファイアーウォール」等に抵触する 116番において、具体的な利用ADSL事業者の案内が行われていることから、NTT東西殿が接続業務で取得している顧客情報を利用して勧誘を行っている疑いがあり、事業法第30条第3項第1号の禁止行為に抵触する可能性がある 				フレッツ勧誘		あり	なし	2008年度	41% (294件)	59% (426件)	2009年度	51% (211件)	49% (204件)
	フレッツ勧誘																
	あり	なし															
2008年度	41% (294件)	59% (426件)															
2009年度	51% (211件)	49% (204件)															

検証項目				意見	
					<ul style="list-style-type: none"> ・ 前者については昨年度、後者については一昨年度の検証において、当該行為が行われることのないよう、NTT東西殿に対し、改めてその周知・徹底を図るよう要請され、その履行状況について総務省殿への報告を求めるとする措置が行われたところです。しかしながら、NTT東西殿の措置(会議や文書等での周知)について詳細な内容は公表されておらず、競争事業者の立場から指導の結果や効果を検証できない状況です。 ・ そもそも周知・徹底や履行状況に係る報告要請は、形式的な措置であり、事実、指導が行われた以降も不適切と思われる勧誘が依然と変わりなく継続されていることから、こうした指導内容が不十分な措置であったことは明らかです。 ・ また、後者については、一昨年度指導事項であったにも関わらず、昨年度の検証結果においては注視のみであり、実態調査が不十分であると言わざるを得ません。 ・ 以上を踏まえ、本件については、以下のとおり措置を講じるべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> - 一昨年度及び昨年度の指導に基づきNTT東西殿が講じた措置の実効性を第三者が客観的に評価できるよう、措置内容の詳細を公表させるとともに、再発を防止する観点から、指導後の違反事例について、罰則を課す等、より実効性のある指導を行う - 本件の根本的な問題が、116窓口とフレッツサービス受付センターが一体で運用されている実態に起因していると考えられることから、2つの窓口の所在地及び対応者を物理的に分離することや、NTTグループ以外の会社が個別に委託業務として運用する等の踏み込んだ措置をあわせて実施する
			自己の関係事業者の	ドコモショップにおけるB	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一昨年度来、本制度において、一部のドコモショップにおけるNTT東西殿のフレッツサービスの営業やフレッツサービスと携帯電話とのセット販売等の実態について指摘しています。この状況は、今年度においても、依然として継続しており、代理店を介した実質的な排他的営業行為が実施されているものと考えます。

検証項目				意見	
			サービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供	フレッツ販売	<ul style="list-style-type: none"> この点について、総務省殿は、当事者が代理店であれば直ちに排他性があるとは言えないとし、昨年度の検証結果においては注視事項としていますが、ドコモショップについては、専ら NTTドコモ殿の製品、サービスを取り扱う店舗であり、NTTドコモ殿の顧客窓口を担っていることから、NTTドコモ殿の顧客対応部門と同一のもののみならずことが可能であり、さらに、競争事業者がドコモショップに対して自社商品の取り扱いを依頼することは現実的には考えられないこと等から、代理店が運営するものであっても、ドコモショップは NTTドコモ殿の一部とみなし、NTTドコモ殿本体と同等の禁止行為規制を適用する必要があると考えます。 具体的には、ドコモショップにおける NTT グループ他社商品の取り扱いを禁止する措置が必要であり、少なくとも、NTTドコモ殿における顧客情報を用いての NTT グループ他社商品の営業禁止等の情報のファイアーウォール確保、及び NTT グループ商品同士を組み合わせるのセット割引の禁止措置が必要と考えます。 これらの事案が代理店の判断によるものであっても、こうした市場支配力を有する事業者が提供するサービス同士を組み合わせる割引サービス等の提供の結果、競争原理が機能しなくなることは明らかであり、そもそも、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(以下、「共同ガイドライン」という。)」に記載されている差別的取扱いの本来の趣旨からすれば、代理店の判断に基づくものであっても、これら競争阻害性を有する販売行為は認められるべきではありません。従って、NTT 東西殿及び NTTドコモ殿に、代理店による排他的なセット販売行為を禁止するよう監督義務を負わせる等の追加的なルール整備を早急に行うべきと考えます。
				NTT 東西殿と NTTドコモ殿の FMC 連携	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度の本制度検証結果において、NTTドコモ殿と NTT 東西殿との FMC 連携サービスであるホーム U については、「特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い」や「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」等に直ちに該当するものとは認められないが、そのサービス提供の態様によっては市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規定等に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視していくことが示されているところです。 昨年度の検証結果案に対する意見募集において、NTTドコモ殿は、「マルチセッション対応のブロードバン

検証項目				意見	
					<p>ド回線であればNTT東西殿以外の事業者についても対応可能である」としており、昨年6月18日には、「アッカ・ネットワークスがNTTドコモの提供する「ホームU」に対応した個人向けADSLサービスの提供準備について発表している」ため、排他的なサービスの提供には直ちに該当しない旨を示されていましたが、2009年7月現在、NTTドコモ殿よりアッカ・ネットワークス殿(現株式会社イー・アクセス殿)提供回線の対応に関する発表はなされていない状況です。※8</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 結果として、ホームUサービスは、現時点でも、NTTグループ内に閉じたサービス提供となっており、NTTグループによる実質的な「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」が継続している状況に変わりはありません。 ・ そもそも、「東・西NTTの業務拡大に係る公正競争ガイドライン」(以下、「活用業務ガイドライン」という。)の別紙2「今後想定される具体的な業務に関する基本的な考え方」における「1 固定・移動融合(FMC)サービス」の記述において、「固定通信分野・移動通信分野双方の市場支配力が結合することにより、NTTドコモ以外の電気通信事業者との間における実質的な公平性の確保を困難とし、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの蓋然性は高い」とされ、両社の排他的な共同営業が禁止されているところです。さらに、指定電気通信設備を設置する事業者に対しては、事業法第30条の禁止行為第3項第2号が存在し、特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取り扱い等が禁じられ、また、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」としても、各種取引条件の同等性確保が求められています。 ・ 以上の点を踏まえると、NTTグループに閉じたFMC連携については、前述の活用業務ガイドラインの主旨等からして、本来、認められるべきではありません。その意味においては、ホームUサービスが営業・販売等の側面において、NTTグループによる排他性を有しているサービスか否かが論点となることから、今年度については、以下の二点について重点的な検証を行うべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> - NTTドコモ殿と接続事業者の協議において、接続事業者を実質的に排除する行為がなされていないか

検証項目				意見	
					<ul style="list-style-type: none"> - サービス販売時における差別的な共同行為(NTT 東西殿による FMC ソリューションの提案時における NTT ドコモ殿の携帯電話の推奨的行為や、本サービスの広告等での排他的な記載)が存在していないか ・ また、今後、FMC サービスが一層進展していくことも想定されることから、現状のホーム U サービスに限ることなく、NTT グループによる新規の FMC サービスについては、サービス開始前の時点において、法やガイドラインの趣旨等からの適正性を事前検証することも必要と考えます。 <p>※8 http://www.nttdocomo.co.jp/service/func_tool/homeu/flow/broadband/index.html</p>
			子会社を通じた脱法的な共同営業の適用	NTT 東西殿への規制の子会社への適用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社共調べによると、県域等子会社運営の一部の販売店において、今年度も引き続き、NTT ドコモ殿の携帯電話を販売する行為が見られます。 ・ 県域等子会社における上記行為は、昨年度検証結果の総務省殿の考え方においても、「NTT 東西に対しては、指定電気通信設備制度に基づく禁止行為規制及び NTT グループに係る累次の公正競争要件(活用業務認可制度に係るものを含む。)が適用されるものの、その趣旨が当該禁止行為規制等の直接的な対象とならない県域等子会社において徹底されない場合は、結果として公正競争が確保されない可能性がある。」とし、公正競争阻害の恐れが指摘されているところです。 ・ 本件については、一昨年度と昨年度の検証において、NTT 東西殿と県域等子会社の役員人事兼務の報告を行うよう指導が出されていますが、人事情報の報告のみではいかなる効果も期待できず、現に本事案が何ら改善も無いまま 3 年にも渡り、放置されている状況がそれを証明しています。 ・ 加えて、指導の結果、NTT 東西殿が実施している報告内容自体、一切公表もされず、総務省殿の評価等も示されていない状況であり、外部からその内容を客観的に検証できない状況にある点も問題です。 ・ また、そもそも、NTT 東西殿の完全支配下にある県域等子会社のような 100%子会社の行う行為は、実質的に親会社の行為に等しいと捉えることができ、それら子会社を通じて、事業法第 30 条第 3 項第 2 号で禁止されている「特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に

検証項目				意見		
						<p>不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること」に該当する恐れのある行為を行わせていることは、明らかな脱法行為であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従って、NTT 東西殿に対し、子会社を通じた脱法的なサービス販売を禁止させる規制を課す、若しくは県域等子会社にも NTT 東西殿と同様の禁止行為規制を適用する等、県域等子会社を通じた排他的な一体営業等を禁止するための措置を講じるが必要と考えます。 ・ 以上の点を踏まえ、今年度においては、NTT 東西殿の報告に対する総務省殿の評価や兼務の状況を公表する等、情報開示の措置を講じた上で、NTT 東西殿と県域等子会社との役員兼任を禁止する等の厳格なルールを定めることが必要不可欠と考えます。

検証項目				意見	
			一部の電気通信事業者に対する不当な優先的取扱い、及び量販店等への不当な規律干渉（ISPに対する差別的取扱い）	OCN の優先的取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社共調べによると、一部の家電量販店では、NTT 東西殿の B フレッツ販売時に OCN のみを取り扱っている事例や、NTT 東西殿のフレッツサービスと NTT ドコモ殿の携帯電話との同時加入に対する高額ポイントの付与等の施策が昨年度と同様に行われています。 ・ 当該事案について、昨年度検討結果の総務省殿考え方では、家電量販店が自らの経営戦略に基づいて実施しているものという NTT 東西殿・NTT ドコモ殿・NTT コミュニケーションズ殿の主張に基づいて、「不当な差別的取扱いに該当するとの論拠は十分ではない」と示していますが、NTT 東西殿・NTT ドコモ殿・NTT コミュニケーションズ殿の主張のみに立脚して公正競争上の問題が起っていないとする判断の論拠もまた十分ではありません。 ・ 従って、まずは総務省殿においては NTT 東西殿の主張が正しいかどうかを検証し、NTT 東西殿・NTT コミュニケーションズ殿に対し、代理店との契約内容を報告させる等、NTT グループの本事例に係る関与の有無を明らかにするための実態調査を実施すべきと考えます。 ・ また、上記調査の結果、仮に、これら事案が代理店の判断によるものであることが実証された場合であっても、こうした市場支配力を有する事業者が提供するサービス同士を組み合わせた割引サービス等の提供の結果、競争原理が機能しなくなることは明らかです。そもそも、共同ガイドラインに記載されている差別的取扱いの禁止や、NTT 再編に関する基本方針における NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿の共同営業禁止の本来の趣旨からすれば、代理店の判断に基づくものであっても、これら競争阻害性を有する販売行為は決して認められるべきでないことから、NTT 東西殿・NTT ドコモ殿に、自社に課されている規制の趣旨を代理店に周知・理解をさせるとともに、代理店による排他的なセット販売行為を行わせないよう監督義務を負わせる等の追加的なルールを整備すべきと考えます。
				NTT グループカードに	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一昨年度及び昨年度の検証時にも指摘したとおり、NTT ファイナンス株式会社（以下、「NTT ファイナンス」という。）殿（NTT 持株殿 87.1%所有、その他の株式も全て NTT グループが所有）が提供する NTT グループカードにおける「おまとめキャッシュバック」サービスは、共同ガイドラインで禁止されている「自己の関係事

検証項目				意見	
				<p>よるセット割引</p>	<p>業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」の項目に該当する恐れがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度における本制度の検証結果においては、「NTTグループ以外の事業者も対象に含める方向で見直しが行われる」という旨が示されていましたが、現時点では、NTTグループのISP1社(株式会社エヌ・ティ・ティエムイー(以下、「NTT-ME」という。)殿)及びNTT系列のベンダーのグループ会社等、一部大手ISP2社(NECビッグロープ株式会社殿及びニフティ株式会社殿)のISPサービスが対象として追加されたのみであり、一部の電気通信事業者に対する不当な優先的取扱いが解消されたとは到底言えません。 ・ 仮に、弊社共等の競争事業者の商品の取り扱いが可能となれば、NTTグループによる実質的なセット割引が解消されたと認識することが可能ですが、そもそも、競合会社の商号で自社商品を販売することは一般的な商慣行上考えられず、NTTファイナンス殿の当サービスは競争事業者の商品の取扱いを実質的に排除していると解することが可能と考えます。 ・ 禁止行為規制の本来の趣旨や、共同ガイドラインに規定する「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供の禁止を厳格に運用する観点から、このような関連会社を通じた実質的なセット割引を認めるべきではなく、即時に「おまとめキャッシュバック」のサービス提供を禁止する等の措置を講じるとともに、NTT持株殿の子会社・関連会社に対し、NTTグループ商品のセット割引に相当する行為全てを禁止する措置が必要と考えます。 ・ 加えて、「おまとめキャッシュバック」における割引サービスの原資についても詳細調査が必要と考えます。昨年度検証時の再意見において、NTT東西殿は「ポイント付与等の施策は各クレジット会社独自の営業戦略の中で行われているもの」として、当該サービスへの関与は否定していますが、NTTドコモ殿とNTTコミュニケーションズ殿については、キャッシュバック支払いへの関与の有無について、特段意見はしていない状況です。仮に、NTTドコモ殿等より、当該サービスの割引原資が出されているか、若しくは事実上それに相当する行為がなされているとすれば、県域等子会社を通じた脱法的な共同営業の事例と同様に、法規制が及ばないNTTグループ関連会社を隠れ蓑として排他性の高いセット割引を行っていることと同義であること

検証項目				意見	
					から、この観点からも、運用実態の調査を行うべきと考えます。
			他の電気通信事業者に対する不当に不利な取扱い (NTT利用部門と接続事業者の不平等性)	工事時間の差	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西殿の加入電話サービスからドライカップを用いた直収電話サービス(「おとくライン」)に切替を行う際、利用者からの要請により弊社共からNTT東西殿にドライカップに関する工事依頼を行う必要が生じます。この際、NTT西日本殿においては、弊社共より切替工事時間帯を「午前」又は「午後」と指定したにもかかわらず、工事時間帯について「時間帯指定なし」(時間帯指定不可)との回答を受ける件数が指定した全体の64%を占めており、利用者からの時間指定の要望に応えられていない状況です。^{※9} ・ 加えて、工事時間帯を明確に指定できないことにより、工事に伴う入居ビルのMDF室等への入館手続きがスムーズに実施できないほか、現地の工事に係る要員を丸一日確保する必要がある等の付随的な支障も発生している状況です。 ・ 一方で、弊社共直収電話サービスからNTT東西殿の加入電話サービスに切替するために、弊社共へ申請された工事依頼においては、「午前」又は「午後」と時間帯を指定されているものが大多数であり、「時間帯指定なし」となっているものはわずかとなっています。^{※10}この結果、NTT西日本殿においては、弊社共直収電話サービスへの切替時とNTT西日本殿の加入電話サービスへの切替時との間に顕著な違いが現れています。 ・ このように、切替工事の時間指定において、NTT西日本殿の設備利用部門の加入電話サービスへの切替に比べて、接続事業者である弊社共の直収電話サービスへの切替は不当に不利に取り扱われていると考えられ、このことは事業法第30条第3項第2号に規定する禁止行為(特定の事業者に対し不当に不利な取扱いを行うこと)に該当するものと考えます。 ・ 従って、総務省殿においては、公正競争確保の観点からの詳細な実態調査を行った上、NTT東西殿と接続事業者のサービスに係る工事を同等に取り扱うことをルール化する等、早期の是正に向けた所要の措置を講じるべきと考えます。

検証項目				意見			
				※9 弊社共時間指定工事依頼(「午前」又は「午後」)に対するNTT東西殿からの回答実績 (2008年11月～2009年4月(6ヶ月間)の実績(回線数ベース))			
					午前	午後	時間帯指定なし
				NTT 東日本殿 (n=25,096 回線)	22,883 回線 (91%)	2,212 回線 (9%)	1 回線 (0%)
				NTT 西日本殿 (n=20,155 回線)	5,878 回線 (29%)	1,319 回線 (7%)	<u>12,958 回線</u> (64%)
				※10 弊社共に申請された NTT 東西殿からの工事時間帯についての依頼に関する調査結果 (2008年11月～2009年4月(6ヶ月間)の実績(回線数ベース))			
					午前	午後	時間帯指定なし
				NTT 東日本殿 (n=45,069 回線)	34,177 回線 (76%)	5,982 回線 (13%)	4,910 回線 (11%)
				NTT 西日本殿 (n=47,832 回線)	34,283 回線 (72%)	5,189 回線 (11%)	<u>8,360 回線</u> (17%)

検証項目				意見	
			新規 CDE コ ード展 開工事 におけ る不利 な取扱 い	<ul style="list-style-type: none"> 相互接続において必要となる電気通信番号に係る交換機トランスレータ－展開工事について、NTT 西日本殿では、総務省殿の番号指定が完了した番号のみを工事受付する方針をとっていますが、一部の携帯電話事業者に対しては総務省未指定番号についても工事を実施している状況にあります。このように、携帯電話事業者間で当該工事の実施方法に差異が生じていることで、一部の携帯電話事業者には工事費用負担の面で、不利益が生じています。こうした現状は、事業法第30条第3項第2号で禁止されている「特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること」に該当する恐れがあると考えます。 従って、総務省殿においては、NTT グループ会社と他接続事業者との接続に係る公平性を保つ観点から、本事例について詳細に調査を行った上で、携帯電話事業者の番号展開工事の実施方法、工事受付方針を統一し、携帯電話事業者により、扱いに差が生じないよう接続に係る必要なルール整備を行って頂きたいと考えます。 	
			8分岐単 位接続 に係る 問題	<ul style="list-style-type: none"> FTTH 市場(戸建て/ビジネス)におけるNTT 東西殿のシェアは、2009 年3 月末で74.2%^{※11}という非常に高い数値であり、一年前の数値(71.4%)と比べても、市場の独占化傾向は一層進んでいます。 このような傾向が継続した場合、中長期的なブロードバンド市場の発展傾向が鈍化する可能性が極めて高く、延いては利用者料金への影響等、利用者利便の低下を誘引させる恐れがあることから、当該状況を早急に是正し、FTTH 市場における公正競争環境を確保することが急務と考えます。 すなわち、弊社共が従来より主張しているとおり、NTT 東西殿の事業規模にとってのみ都合の良い狭い光配線区域や、光アクセスサービス市場の競争に寄与するとは言い難い加入光ファイバ接続料水準、分岐端末回線あたりの接続料設定等の公正競争上の問題の解消に向けて必要な措置を講じるべきと考えます。 <p>※11 電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表 (2008 年度第4 四半期(3 月末)) (2009 年6 月25 日)より</p>	

検証項目		意見		
	3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証	特定関係事業者制度の形骸化	NTTドコモ等の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度検証時の意見募集において、弊社共を含む競争事業者からの特定関係事業者の拡大に関する意見について、総務省殿は「電気通信事業法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用による対処のみで十分なものであるか否かを検証することが適当で、検証の積み重ねを踏まえ所要の措置を講じることの適否を改めて検討していくが、一昨年度の検証結果を変更する特段の事情は認められない」としているところです。 ・ しかしながら、本意見書の各項目で指摘しているとおり、NTTグループにおいては役員の人事交流や営業部門の統合等に見られるグループ会社間の連携が加速的に進展しているところであり、これらの行為が直ちに禁止行為や公正競争要件に違反するものではないとしても、グループの連携強化を目的とするものに他ならず、NTTグループの分離分割の趣旨を形骸化させていることは明らかです。 ・ また、NTT東西殿の営業活動を受託している県域等子会社や、NTT東西殿が実施する場合に認可が必要なISP事業を全国で提供しているNTT-ME殿の存在等、NTT東西殿の業務を代替する役割や、当該業務とサービス連携を図る役割を他のグループ会社が担うケースが近年増大している点も見逃せません。 ・ 公正競争の観点で、NTT東西殿と特に強い関係性を有するグループ会社について、人事面、取引面の規定を行うという特定関係事業者制度の趣旨に照らして考えれば、前述の環境変化等を踏まえ、速やかに特定関係事業者の拡大を行うことが必要と考えます。なお、その際は、NTTドコモ殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下、「NTTデータ」という。)殿、NTT-ME殿等の電気通信事業者はもちろんのこと、県域等子会社やNTTファイナンス殿等の非電気通信事業者も含め、その範囲を拡大すべきと考えます。
2 日 本 電 信 電 話 株 式 会	(1) 検証の対象	NTT ブランドの優位性		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本意見書の総論で述べたとおり、NTTグループ各社におけるブランド力は、事業者間の競争環境に大きな影響を及ぼしているものと考えます。特に、FMGの展開や上位レイヤーへの進出に伴って、グループ会社間の連携強化に起因するブランド力の相乗的効果により、競争環境への影響度合いが増すことが懸念されます。 ・ 株式会社シード・プランニング殿が公表した「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」(2009

検証項目		意見
社等に 係る 公正競争要件の 検証		<p>年7月24日公表(下記参考参照)からも、昨年度同社調査に引き続き、消費者にとっての「NTT」ブランドの優位性やNTTグループの一体性が見受けられる結果が導き出されています。加えて、今年度調査においては、NTTの歴史的成り立ちから生まれているブランド力が競争環境に影響を及ぼしていることが読み取れる点も注目すべき事項であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度における本制度の検証結果においては、総務省殿より、ブランド力分析の必要性は示されているものの、「NTTブランド力と公正競争の関係について引き続き注視していく」と述べるに留まっています。その後、具体的に分析を実施する等の進展は見られない状況ですが、ブランド力の影響が検証結果等において明示されているにも係らず、何の措置も講じないことは公正競争の阻害要因を放置し続けることとなり、問題であると考えます。 ・ 本件に関連し、2007年7月に総務省殿より公表された「電気通信事業分野における競争状況の評価2006」において、「NTT」のブランド力が公正競争に与える影響について言及され、ブランド力の問題について詳細な分析の必要性が明記されているところであることも踏まえれば、NTT組織の見直し議論の本格化を目前に控えた現時点において、総務省殿による「NTT」ブランド力の詳細分析がなされることが必須と考えます。 ・ なお、上記の検討においては、現状のグループ会社における「NTT」ブランドの使用の妥当性(NTT東西殿の県域等子会社であるNTT-〇〇といった社名が公正競争に与える影響等)に加え、新たな組織形態における「NTT」ブランドの取り扱い等についてもその範囲に含め、英国^{※12}や米国^{※13}における事例等も参照の上、グループ全体に対して「NTT」ブランドを使用させず、事業会社・子会社毎に異なるブランドを使用させる等、早急にブランド使用に係るルールを確立することが必要と考えます。 <p>※12 英国では、BTの設備利用部門と設備管理部門を明確に分離した上で、ボトルネック設備保有する設備管理部門については、「Openreach」としてブランドも分離しており、設備利用部門と競争事業者の間の同等性を厳格に担保した運用が行われている。</p> <p>※13 米国では、1984年の「AT&T分割」において、AT&T100%所有だった22社のベル系地域電話会社が7社</p>

検証項目		意見	
			<p>の地域電話会社(RBOC)に再編成され、AT&Tとは完全に資本関係を断った別ブランドの事業体が誕生している。</p> <p><参考> 「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」(株式会社シード・プランニング殿、2009年7月24日公表)の概要(http://www.seedplanning.co.jp/press/2009/2009072301.html)</p> <p>①多数の消費者が、「NTT」の前身は電電公社であると認識するとともに、これが公的な企業イメージに結びついている</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「電電公社はNTTの前身」と認識している消費者は84.8%にのぼるほか、NTTは信頼性が高いと考える人のうち69.4%がその理由を「公的なイメージがあり、サービスを安心して使えるから」としている。 <p>②「NTT」ブランドは消費者のサービス購入時に影響</p> <ul style="list-style-type: none"> - サービスや商品購入の際に社名に「NTT」を冠することで、59.1%の消費者が利用意向が増すと回答 <p>③NTT東西殿と県域等子会社を別会社と認識している消費者は少数</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「NTT 東日本ー東京南」や「NTT 西日本ー関西」という社名を「NTT 東日本やNTT 西日本の子会社」と捉えている消費者が14.0%に対し、「NTT 東日本やNTT 西日本の支社又は支店」と捉えている消費者は52.6%と半数を超えている。
	NTTグループ内人事交流に係る実質的な一体経営		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本意見書の総論で述べたとおり、NTTグループ内の人事交流については、NTT 持株殿を中心にNTT 東西殿、NTT ドコモ殿、NTT コミュニケーションズ殿等のグループ会社間で役員の異動が依然として見受けられる状況です(別添資料1参照)。これらの行為は、移動体部門分離時の公正競争要件(三)並びにNTT再編時の公正競争要件(一)、(二)に定める役員兼任の禁止や在籍出向の禁止等に抵触するものではないとしても、グループ連携の強化に繋がるものであることに違いはなく、競争事業者との間での公正競争環境を実現するというそもそもの移動体部門の分離並びにNTT再編の趣旨に反するものと考えます。

検証項目		意見	
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件については、昨年度検証結果において、「NTT 東西は会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付ける等の取組を実施しているとしており、引き続き注視していく」とされています。 ・ しかしながら、NTT 東西殿のみが人事異動時の守秘義務遵守を徹底したとしても、当該誓約書の内容が不明な状況ではその実効性の検証が不可能であり、そもそも実態としてグループ会社間で定常的な役員の異動が依然として見受けられる中では、いかに特定会社の人事異動時における守秘義務等を徹底したとしても、必要十分なファイアーウォール機能が確保されるとは到底考えられません。 ・ 従って、弊社共の従前からの主張どおり、現行の公正競争要件に規定されている役員兼任や在籍出向を禁止するのみでは不十分であり、NTT 持株殿、NTT ドコモ殿、NTT コミュニケーションズ殿、NTT データ殿等の NTT グループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加措置が必要と考えます。加えて、こうしたグループ会社間の定常的な人事異動は、持株会社体制の組織管理形態によってこそ可能であることを考慮すれば、NTT の持株会社体制自体を見直す必要があり、一刻も早く NTT 組織の見直し議論を開始する必要があるものと考えます。
	NTT グループの共同資材調達		<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT グループにおける総資材調達額は、2008 年度の NTT グループ連結ベースでの設備投資額で約 2 兆 1,451 億円と巨額であり、前年度(約 2 兆 1,289 億円)に比べても増加傾向にあります。結果として、個別の資材調達を行っていたとしても、公正競争要件において禁止されている共同資材調達と同等の影響力がベンダー等に対して発生している可能性があると考えられます。また、グループ子会社を介する等の形態で、公正競争要件において禁止されている共同資材調達と実質的に等しい行為を行っている可能性があると考えられます。 ・ このような懸念事項について、NTT 東西殿、NTT コミュニケーションズ殿又は NTT ドコモ殿は昨年度検証時の意見で「規制対象の共同の資材調達は行っていない」、「公正競争要件において禁止されている行為を行っていないため、規制の追加は不要」旨、述べていますが、現行の法規制の枠組みにおいて共同資材調

検証項目		意見	
			<p>達を行っていないとするのみであり、グループ子会社等を介した共同資材調達に対する懸念は払拭されていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そもそも公正競争要件の趣旨が、NTT グループの強大な購買力によるベンダー等への不当な影響力行使の抑止であることに鑑み、総務省殿においては、速やかに次にあげる追加的措置を講じるべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> - 公正競争要件に定める共同資材調達の禁止のみならず、各事業会社における個別の資材調達について全て公開入札を実施することを義務付ける等の透明性確保 - 特定のグループ子会社を通じた実質的な共同資材調達行為の禁止 ・ なお、NTT 東西殿、NTT コミュニケーションズ殿及び NTT ドコモ殿がこれまでの主張どおり、問題となる行為は行っていないとするのであれば、上記のような追加措置が行われたとしても特段の支障はないものと考えます。
	地域会社と長距離会社の営業業務集約		<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西殿の法人営業の NTT コミュニケーションズ殿への集約に関し、昨年度の検証結果として、「引き続き注視していく」とされましたが、依然として両社による次のような共同営業等の事例が散見されています。 <ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西殿及び NTT コミュニケーションズ殿の営業における互いのサービスや営業担当者の紹介 - NTT コミュニケーションズ殿によるひかり電話の提案及び NTT グループ営業窓口の一括提案 - NTT コミュニケーションズ殿のデータ通信サービスの利用を条件に NTT 西日本殿のひかり電話の両社共同提案 ・ これらは、両社の営業業務集約・一体営業がこれまで以上に広範化・深度化していることを示す事案であり、消費者から見れば、より一層、NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿が共同で営業活動を行っているように見えるという事態が進展していることは間違いありません。この点については、長距離会社に対し独立した営業部門の設置を課した NTT 再編時の公正競争要件(八)に反するものと考えられます。 ・ また、事業法第 30 条第 3 項第 2 号及び「NTT の承継に関する基本方針」(七)(八)(九)においては、NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿の取引条件等に関し、他事業者との同等性の確保の必要性が求めら

検証項目		意見	
			<p>れています。この点、NTT 東西殿が NTT グループ以外の他事業者と上記に示すような共同営業活動を行うことは実質的に考えられないこと等を踏まえれば、各共同営業行為について競争事業者が同等性を確保することは事実上不可能であり、NTT グループの排他的営業と同一の効果を及ぼすものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上の点を踏まえ、今年度は注視にとどまるのではなく、NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿の共同営業行為について、早急に是正措置を講じることが必要と考えます。なお、このような状態を抜本的に解決するためには、現状の法規制だけでは不十分であることから、NTT 法の改正等により NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿の共同営業行為を明確に禁止する等、実質的な公正競争の確保のための追加的措置もあわせて講じられるべきです。
3 その他	ひかり電話に関する不適切な営業活動		<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入電話からひかり電話への切替がメタル回線撤去に伴う公的施策であるかのような不適切な広告物の配布については、昨年度検証結果の総務省殿考え方において、「NTT 東西は 08 年 6 月に設置した広告物の審査組織において、すべて広告物の事前チェックを行うなど広告物の適正化を推進している」として、「引き続き注視する事項」として整理されています。本件については、不適切な広告物配布防止の観点から、NTT 東西殿の広告物の審査体制や審査の手法、審査の結果等についての適時適切な報告を制度的に義務付けるべきと考えます。 ・ また、不適切な営業活動を防止するという観点では、営業活動の一部である広告物の検証のみでは不十分と言わざるを得ません。仮に、広告物の内容が適正であったとしても、営業担当者による日々の営業活動において、あたかも国策の一部であるような誤解を与える内容でひかり電話への移行を促す等、過剰な宣伝・勧誘等を行うことも可能です。 ・ 従って、NTT 東西殿には営業マニュアル等の報告・公表を義務付けるとともに、総務省殿は当該内容をもとに、ひかり電話に係る営業活動全般の適正性について、包括的な検証を行うべきと考えます。
	NTT コミュニケーションズ殿による		<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT コミュニケーションズ殿は、NTT 再編時に取得した加入電話サービスに係る加入者情報を利用し、プラチナライン等のアウトバウンド営業を実施しています。

検証項目	意見	
NTT 東西殿顧客情報の保持		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件については、昨年度の検証結果において、「NTTコミュニケーションズは、マイライン制度導入以降、NTTコミュニケーションズの利用実績がない利用者に対して、NTT再編時に取得した加入者情報を用いたアウトバウンド営業を行っていないとしている。」とし、引き続き注視していくとされていますが、現に当該事例は存在しており、NTTコミュニケーションズ殿からの申告をもって注視扱いとすることは不適切です。 ・ 具体的には、弊社共固定電話サービスの利用者からの申告によれば、以下のような事例が存在しています。 <ul style="list-style-type: none"> - 弊社共固定電話サービスの利用者宛に、NTTコミュニケーションズ殿のサービスである「プラチナ・ライン」に係る電話によるアウトバウンド営業が発生 - 当該利用者の個人情報や電話帳に掲載しておらず、過去においてNTTコミュニケーションズ殿のサービスの利用実績が無いことから、NTTコミュニケーションズ殿が個人情報を把握している点に疑問を感じ、同社に確認を実施 - NTTコミュニケーションズ殿より、NTT再編の際に当該個人情報について継承したため、把握しており、それをを用いて営業している旨の説明が当該利用者になされる ・ 以上の例のとおり、NTTコミュニケーションズ殿は、NTT再編時に取得した加入電話サービスに係る加入者情報の全てを承継し、現在に至るまで長距離電話サービス等の自社サービスの営業活動に利用してきています。この加入者情報のNTT東西殿とNTTコミュニケーションズ殿との間での承継はNTT再編当初の加入電話サービス提供上、利用者利便性維持のため必要な措置であったことは理解出来ますが、マイライン制度の趣旨を考えると、NTTコミュニケーションズ殿は、当該制度導入時に自身のサービスを利用していない加入電話サービスに係る加入者情報を廃棄すべきであり、現在に至るまでこれら情報を保有し営業活動に活用することはNTT再編時の公正競争要件(九)「地域会社と長距離会社との間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同ーとすること」に照らすと公正競争上、極めて問題が大きい行為であると考えます。

検証項目	意見	
		<ul style="list-style-type: none"> 従って、接続事業者が客観的な検証が出来るよう、NTTコミュニケーションズ殿がNTT再編時に継承した契約者情報の利用実態について調査を行うとともに、マイラインサービスでNTTコミュニケーションズ殿のサービスを利用していない顧客の情報を廃棄させる等、当該加入者情報の営業活動利用を禁止する措置を講じるべきと考えます。
	内部相互補助の検証	<ul style="list-style-type: none"> 2009年度会計より指定電気通信役務損益明細表において、FTTHサービスの区分切り分けが実施されることとなっていますが、NTT東西殿による不当な内部相互補助を早期に検証するため、総務省殿はさらに次の3点の措置を追加して実施すべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ①NTT東西殿に過年度を含めた当該会計データの提出を法対応に先立って求め、その内容を公表する ②費用の明確化を図るべく、指定電気通信役務損益明細表における営業費用について費用区分を細分化(例えば「顧客営業」「宣伝」等)する ③NTT東西殿における設備管理部門と設備利用部門のそれぞれについて、会計データを分計しての提出を求め、公表する ①については、2009年度の指定電気通信役務損益明細表の公表までの間にも、内部相互補助による不当な競争が進展する可能性があり、早期にその検証を行うために必要と考えます。また、NTT東西殿は、これらの会計データの元となるデータを保有しているはずであり、早期に公開することは可能であると考えます。 ②については、弊社共より昨年度意見募集においても意見したところですが、総務省殿からは、「一義的な市場ごとの利益又は損失のいずれかが生じているかを検証することが適当」であり、「費用の内訳の一部を示す必要はないものとする」との見解が示されたところ。しかしながら、利益及び損失の結果のみでなくその原因を検証できるものでなければ、適切な検証とならないばかりか、検証結果を基にした具体的な改善策を講じることができないため、②の実施が必要と考えます。 FTTHサービスとひかり電話サービスのセット販売等の実態を捉えると、役務間での内部相互補助だけでな

検証項目	意見	
		<p>く、設備管理部門と設備利用部門の間の内部相互補助についても、その可能性は否定できないため、③についても実施が必要と考えます。また、NTT東西殿においては、設備利用部門と他事業者を同等に扱い、設備管理部門と設備利用部門における内部相互補助は存在しないということであれば、これらを区分した会計データの提示についても何ら問題は無いものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、③に示した設備管理部門と設備利用部門の会計分離を最も確実に実施する方法は、総論で述べたようなアクセス分離を実現することであると考えます。従って、直ちに、NTT組織の見直し議論を開始し、内部相互補助の抑止の在り方について検討を行うことが必要です。
	<p>レイヤ間を跨る市場支配力の行使（上位レイヤへの不当な市場支配力行使）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT持株殿の2009年3月期決算（2009年5月13日）^{※14}において、今後、NTTグループ各社は、「NTTペイメント（仮称）」や「NTTシングルサインオン（仮称）」といったサービスの利用により、グループ連携を活用した上位レイヤへのビジネス拡大を志向する旨が発表されています。 ・ 今後のIP化の進展においては下位レイヤと上位レイヤの結びつきが市場に大きな影響を及ぼすことが容易に想定されることから、独占的なアクセス網に起因するボトルネック性やドミナンス性を有する事業者が他のレイヤに対し、不当に市場支配力を行使することの無いよう、厳格なレイヤ間の規律を課すことが必要です。 ・ 従って、NTT東西殿やNTTドコモ殿といった指定電気通信設備を設置する事業者によるレイヤを跨いだ垂直的な兼営や、当該事業者によるグループ関連会社等を介した排他的連携、不当な顧客の囲い込等を厳格に禁止すべきです。 ・ 以上を踏まえ、NTT東西殿及びNTTドコモ殿が、仮に上位レイヤへ進出するのであれば、下位レイヤのボトルネック性や市場支配力の影響を完全に解消し、アクセス網の公平な開放を必須条件とする等、市場間における公正競争確保のための措置を講じるとともに、今後のNTTグループの上位レイヤへのビジネス拡大全般についても、事前に厳格な検証を行い、そのサービスの適否を判断するよう、追加的なルール整備を行うべきと考えます。

検証項目	意見	
		※14 http://www.ntt.co.jp/ir/events/results/2009/090513.pdf
	業務範囲規制の形骸化及び NTT 東西殿の IPv6 進出	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 法第 1 条第 2 項における「地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社とする」との規定や「NTT の再編成についての方針」(1996 年 12 月 6 日公表)における「地域通信各社は、基本的に県内に終始する通信を扱う」と規定にあるとおり、NTT 東西殿の本来の業務範囲は地域電気通信事業に限られているところです。 ・ しかしながら、2001 年度の活用業務制度導入以降、次々と当該業務の認可がなされ、結果として、NTT 東西殿が活用業務であるひかり電話サービスやフレッツサービスを実質的に主要業務として営むことで、NTT 法や NTT 再編成の本来の目的と齟齬をきたし、NTT 東西殿の業務範囲規制自体が形骸化している状況となっています。 ・ NTT-NGN においても、その IP 網は県内・県間を一体的に提供するサービスであり、こうした業務範囲規制の趣旨からすれば、本来であれば NTT 東西殿以外の事業者が提供すべきところ、NTT 東西殿は活用業務を用いて、独占的な市場シェアを持つ FTTH アクセス網と IP 網を一体として構築しています。この結果、ISP 事業者はアクセス網として NTT-NGN を選択せざるを得ず、公正な競争環境を確保することができない状況にあるところですが、現在、この NTT-NGN 上での IPv6 インターネット接続サービスの提供方式の一つとして、選定された 3 社のみが接続事業者としてエンドユーザに IPv6 アドレスを付与するという「ネイティブ方式」が議論されています。 ・ これについては、そもそも NTT-NGN 自体が公正競争上の問題を孕んでいること、及び NTT-NGN 上で IPv6 のネイティブ接続が可能な事業者が 3 社に制限されていること等に鑑み、公正競争上、必要な措置が取られるべきと考えます。 ・ 具体的には、NTT 東西殿及びその 100%子会社は当然のこと、NTT 東西殿と直接的・間接的かを問わず資本関係のある会社がネイティブ事業者として NTT 東西殿と接続を行うことについても、ISP 市場において最

検証項目	意見	
		<p>も大きなシェアを持つNTTグループ会社の存在やNTT持株殿を基軸としたグループの一体的な経営戦略、その他ブランド力等によるNTTグループの市場支配力が与える影響を総合的に勘案すると、公正競争上の問題が非常に大きいため、これを明確に禁止する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、前述のとおり、NTT東西殿の業務範囲規制自体が形骸化しているという本質的な問題についても総合的な検討が必要なことから、NTT組織の見直し議論について、早急に開始すべきと考えます。
	NTT東西殿における活用業務実施状況報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活用業務の実施状況報告について、その報告時期は毎事業年度経過後6ヶ月以内とされていますが、本制度の検証プロセスを有効なものとするために、事業年度経過後、速やかな報告を義務付けるべきと考えます。 ・ 本件については、昨年度の本制度意見書にて弊社共より指摘した際、総務省殿からは、「競争セーフガードに基づく意見募集時期に限らず、随時意見を受け付ける」との考え方が示されていますが、本制度の検証項目の一つに活用業務に関するものが含まれる以上、個別の制度として運用していることで問題無いとするのではなく、本制度において活用業務の実施状況報告の内容まで含めて検証を行えるよう、報告・検証等の作業を一連のプロセスで実施し、両制度間の有機的な連携を可能とするスケジューリングが採用されるべきと考えます。 ・ また、NTT東西殿における活用業務実施報告の内容からしても、報告書の作成に6ヶ月の猶予を与えることは合理的ではないと考えます。
	フレッツ・テレビのサービス提供及び営業形態の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西殿及び株式会社オプティキャスト(以下、「オプティキャスト」という。)殿の提供するフレッツ・テレビの広告表記については、昨年度における本制度の検証において、「放送サービスの提供主体が他社であることについて、NTT東日本殿に対し、改めてその周知・徹底を要請し、その履行状況について総務省殿へ報告を求める」措置を講じる旨、指導が出されているところです。 ・ しかしながら、現状のフレッツ・テレビの広告においては、放送サービスの提供主体がオプティキャスト殿であることを注釈程度に示すにとどまり(別添資料2参照)、ユーザから見れば、依然としてNTT東西殿が提

検証項目	意見
	<p>供するサービスと誤認させる内容であることに変わりありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現に、前述で参照した株式会社シード・プランニング殿が公表した「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」(2009年7月24日公表)^{※15}においても、「フレッツ・テレビ」の提供主体について、NTT東西殿であるとの回答が30%以上を占め、オプティキャスト殿と認識している消費者は0.2%にとどまっているとの調査結果が示されており、NTT東西殿が放送サービスを提供しているとの認識が利用者に浸透している結果が示されています。 ・ なお、本件の問題の本質は、単なるサービス提供主体の誤認混同の問題ではなく、「フレッツ・テレビ」という名称でのサービス展開により、当該サービスがNTT東西殿による「通信サービスと放送サービスのバンドル商品」と誤認され、結果として、NTT東西殿の通信市場での市場支配力が放送サービス市場に及ぼされてしまう点にあります。その点を踏まえれば、NTT東西殿による通信サービスと放送サービスのバンドル商品であるかのように誤認される恐れのある「フレッツ・テレビ」という名称自体を禁止する必要があると考えます。 ・ また、NTT東西殿は自身で放送サービスを提供することを禁じられていることに鑑みれば、いかなる形でもNTT東西殿が前面に出る形で放送サービスを訴求すべきではありません。この点を踏まえれば、フレッツ・テレビの営業において、県域等子会社を使ったサービス案内(NTT東日本-神奈川にて実施)等を実施している点(別添資料2参照)や、NTT東西殿自身が主催するフレッツ・テレビ(地デジ)相談会の開催(NTT東日本-千葉にて実施)(別添資料3参照)についても、NTT法に基づく業務範囲規制やNTT東西殿の放送事業への出資制限に係る行政指導等を厳格に運用する観点から、問題があるものと考えます。 ・ 以上を踏まえ、今年度においては、広告宣伝方法の更なる見直し、NTT東西殿による通信サービスと放送サービスのバンドル商品であるかのように誤認される恐れのある「フレッツ・テレビ」という名称の利用禁止に係る措置を講じるとともに、NTT東西殿とオプティキャスト殿間の受託契約等、契約内容や各種営業実態について詳細な調査を行うべきと考えます。

検証項目	意見	
作業単金の妥当性		<p>※15 http://www.seedplanning.co.jp/media/press/20090723press.pdf</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 2008年12月16日に情報通信審議会で諮問された「実際費用方式に基づく平成21年度の接続料等の改定」における作業単金は、NTT東日本殿：6,213円/時間、NTT西日本殿：6,179円/時間として認可されていますが、一方で、一般的な通信工事技術者の作業単金は3,525円/時間となっており、1時間単位で比較すると約2,600円も高額な水準となっています。 ・ 本件については、NTT東西殿からは、昨年度の本制度における再意見において、「作業単金については、労務費単金のほかに物件費、管理共通費、退職給与費等を含んでいるものであり、現場管理費及び一般管理費の諸経費(法定福利費、福利厚生費、退職金等)を含まない「建設物価」上の通信工事技術者賃金と弊社の作業単金の水準を比較されている点については、内容が異なる」と意見をされていますが、NTT東西殿の作業単金の内訳の中から、物件費、管理共通費等を除いた①労務費単金：4,160円/時間^{※16}と、一般的な通信工事技術者の作業単金：3,525円/時間^{※17}を比較するだけでも、635円(4,160円－3,525円)もの差があることから、NTT東西殿の作業単金は一般的な水準に比して高いと考えます。なお、仮にNTT東西殿の作業単金と一般的な作業単金とでは内容が異なるため比較が出来ないのであれば、競争事業者の立場から客観的な検証が出来るよう、NTT東西殿にて比較可能な数字を開示すべきです。 ・ また、本制度の評価結果においては、総務省殿より、NTT東西殿における作業単金については、アウトソーシング等による労務費・管理共通費等の削減効果が反映されており妥当性を損なっているとは認められない旨の考え方が示されていますが、本効率化のみをもって妥当性を損なっていないと結論付けるのは早計であり、詳細な調査を省略すべきではないと考えます。 ・ 本件については、本来、NTT東西殿として実現すべき効率化がなされず、標準より高額と思われる作業単金を基に、接続事業者等に請求がなされるという問題のみならず、NTT東西殿から各種グループ関連会社等への業務委託が行われることにより、資金のグループ内留保等が可能になるという構造上の問題も生じ

検証項目	意見																											
	<p>ていると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> これらについては、公正競争上、極めて問題が大きいことから、総務省殿においては、NTT東西殿の作業単金の適正性について、既存の接続料認可プロセスのみならず、本制度を契機とした追加的検証を改めて行い、NTT東西殿において更なる効率化に向けた措置を講じるよう指導すべきです。 <p>※16</p> <p>【NTT東西殿 1人1時間あたり作業単金(平日昼間)】(単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="837 663 1675 1114"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>NTT東日本殿</th> <th>NTT西日本殿</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①労務費単金(平日昼間・1時間)</td> <td>4,160</td> <td>4,148</td> </tr> <tr> <td>②物件費</td> <td>973</td> <td>1,078</td> </tr> <tr> <td>③管理共通費</td> <td>1,057</td> <td>935</td> </tr> <tr> <td>④退職給与費</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑤報酬</td> <td>12</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>⑥利益対応税</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,213</td> <td>6,179</td> </tr> </tbody> </table> <p>(「実際費用方式に基づく平成21年度の接続料等の改定」より)</p>		区分	金額		NTT東日本殿	NTT西日本殿	①労務費単金(平日昼間・1時間)	4,160	4,148	②物件費	973	1,078	③管理共通費	1,057	935	④退職給与費	5	0	⑤報酬	12	13	⑥利益対応税	6	5	合計	6,213	6,179
区分	金額																											
	NTT東日本殿	NTT西日本殿																										
①労務費単金(平日昼間・1時間)	4,160	4,148																										
②物件費	973	1,078																										
③管理共通費	1,057	935																										
④退職給与費	5	0																										
⑤報酬	12	13																										
⑥利益対応税	6	5																										
合計	6,213	6,179																										

検証項目	意見													
		<p>※17 【一般的な通信工事技術者の1人1時間あたり作業単金(平日昼間)】(単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="837 373 1435 671"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①基本給相当額</td> <td>非公開</td> </tr> <tr> <td>②基準内手当</td> <td>非公開</td> </tr> <tr> <td>③賞与(臨時の給与)</td> <td>非公開</td> </tr> <tr> <td>④実物給与</td> <td>非公開</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,525</td> </tr> </tbody> </table> <p>(「建設物価」2009・6月号 通信工事技術者賃金実態調査 関東地区の監督又は主任の賃金平均額 28,200円/日(8時間)より算出)</p>	区分	金額	①基本給相当額	非公開	②基準内手当	非公開	③賞与(臨時の給与)	非公開	④実物給与	非公開	合計	3,525
区分	金額													
①基本給相当額	非公開													
②基準内手当	非公開													
③賞与(臨時の給与)	非公開													
④実物給与	非公開													
合計	3,525													
	ジャンパ工事費に関する価格設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続事業者の直収電話サービスの提供の際に接続を行うNTT東西殿のDSL等接続専用サービス(ドライカッパ)のジャンパ切替工事費(1,200円)については、利用者から見て、同じ電話サービスであるにも係らず、NTT東西殿において加入電話サービスを提供する際の当該工事費(1,000円)との間に差異が生じています。 ・ このことは、NTT東西殿における契約内容の違い(加入電話サービス及びDSL等接続専用サービス)に起因していますが、この水準差についてはDSL等接続専用サービスにおいては、DSLサービスに特有の理由による提供不可(リンクNG)の発生を反映したものと説明をNTT東西殿より受けています。 ・ しかしながら、接続事業者の直収電話サービス(DSL重畳なし)の提供においては、DSLサービスと異なり、リンクNG等の事象は発生しておらず、物理的に実施している工事もNTT東西殿の加入電話サービスと同内容であり、DSLサービスと同額の工事費を適用する理由は無いものと考えます。また、結果として接続事業者の電話サービスに対し高額な工事費を請求しているこのような状況は、公正競争上、極めて問題である 												

検証項目	意見	
		<p>と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 従って、総務省殿においては、本件に関する調査を行い、料金の不平等を早急に是正するよう指導を行うべきと考えます。具体的には、NTT東西殿のDSL等接続専用サービスのジャンパ切替工事費について、直収電話サービス用とDSLサービス用で、個別に料金設定を行う等により、NTT東西殿の加入電話サービスと接続事業者の直収電話サービスの工事費を同額とするよう指導を行うべきであると考えます。
	<p>事業者間の契約変更（ADSL（電話加入権不要タイプ））</p>	<ul style="list-style-type: none"> ADSL（電話加入権不要タイプ）の契約変更手続きにおいて、競争事業者間で切り替えを行う場合は利用者の解約手続きなく契約変更が可能ですが、NTT東西殿の「フレッツADSL」が関わる場合は一度解約手続きが必要となります。このため、利用者にとっては手続きが煩雑となり、契約手数料が追加的に発生することで利用者利便が損なわれるばかりか、競争事業者の顧客獲得にも影響を及ぼしています。 このことは、NTT東西殿における契約内容の違い（IP通信網サービス及びDSL等接続専用サービス）に起因していますが、ドライカップ部分の物理的な構成は同様であり、IP通信網サービスとDSL等接続専用サービスの間の変更について、契約を移行させる扱いとする契約約款の変更や業務フローの見直し等により、NTT東西殿の「フレッツADSL」が関わる変更の場合でも、利用者の解約手続きなく継続利用することが可能と考えます。 利用者の利便性向上及び公正競争環境確保の観点から、事業者間の契約変更における不平等について早急に是正を行うべきであることから、総務省殿においては、NTT東西殿に対して、詳細な調査を行うとともに、契約約款の変更等に係る指導を行うべきと考えます。

以上